

## 宇都宮地方裁判所委員会（第27回）議事概要

（宇都宮地方裁判所委員会事務局）

1 日時 平成27年5月20日（水）13：30～15：00

2 場所 宇都宮地方裁判所 大会議室

3 出席者

（委員・50音順，敬称略）

岡山賢吾，北村修，小池恵一郎，五味渕秀幸，田野実栄一，中尾 久，納富慎太郎，野山 宏（委員長），平野浩視，福澤英子，三浦一久，吉成剛

（ゲストスピーカー）

宇都宮地方裁判所刑事部 部総括判事 松原里美

（庶務）

横山真幸事務局長，毛利芳英事務局次長，岡元勇人総務課課長補佐

4 議事

□ 新任委員の自己紹介

北村委員，田野実委員，納富委員，三浦委員から自己紹介があった。

□ 意見交換テーマに関する説明

委員長より，今回の意見交換テーマ（テーマ1：裁判員制度について，テーマ2：法教育推進のための広報について）に関する説明が行われた。

□ テーマ1「裁判員制度について」

① 実際に裁判員に選任され，裁判員裁判を経験した当委員会の委員より，その際の体験談が発表された。

委員からは以下のような感想が述べられた。

○ 4日間の日程で仕事への影響はなかったが，審理が数か月に及ぶ事件もあると聞き，さすがにそのような場合は，仕事への影響は避けられないと感じた。

○ 量刑を決めるにあたっては，様々な類型に応じた量刑の統計データが提

供されたので、素人でも理解することができた。

- 裁判員個々の意見が、判決理由にまで十分に反映されていない部分があるように感じた。
  - 罪を犯した償いとして刑罰が科される訳だが、もう少し犯罪そのものを予防するための法整備ができないものかと感じた。
  - 守秘義務は評議の内容に及ぶものであって、裁判の全てに及ぶものではないことが分かったが、周囲の人々からは「守秘義務があるから何も喋れないのではないか。」と思われてしまうようである。
  - 裁判員の服装には特段の定めはないと聞いたが、法廷内での服装については、もっと厳格であるべきではないかと思う。
- ② 上記①の体験談及び感想を受けて質疑応答が行われた。
- 判決の理由部分については、裁判員も含めた裁判体の考えが分かりやすく伝わるよう改善に取り組んでいる。（ゲストスピーカー）
  - 被告人の育った環境や背景事情といったものは、判決を決めるにあたり、どの程度考慮されるものなのか。（委員）
    - 基本的には、「どのような行為をしたのか」、「どのくらい悪いことをしたのか」を中心に考えることになり、育った環境や背景事情がどの程度反映されるかは、事件の内容に応じて異なる。（ゲストスピーカー）
  - 法廷での証人尋問において、被告人側の情状証人と弁護人とのやりとりにおいて、それぞれの言うことが食い違う部分があり、「この証人は本当に必要だったのだろうか」と疑問を感じた場面があった。弁護人と情状証人は、事前に打合せ等を行わないものなのか。（委員）
    - どの程度打合せを行うかは弁護人によって異なる。

被告人については、公判前整理手続の段階から何度も接見を行うため、食い違いが生じることはないと思うが、証人については頻繁に打合せを

行うことが難しい場合もある。（委員）

- 裁判員裁判では一般市民の感覚に合わせて分かりやすい言葉を使う等の工夫をしているようだが、法廷で弁護人や検察官が身振り手振りを交えて説明をするような場面は、裁判員裁判が始まる以前にはなかったのか。

また、検察官はそのような変化により負担が増えたということはあるのか。（委員）

→ 以前の刑事裁判では、書面の朗読が中心で、そのような場面はほとんど見られなかった。

裁判員制度の導入後は、事前に提出された書面ではなく、法廷で見聞きした証拠により判断されるようになり、法廷での口頭のやりとりが中心になったことから、その際のアピールが重要となった。（委員）

→ 弁護人や検察官が主張書面を棒読みするだけというような光景は、最近ではほとんど見られなくなった。（委員長）

→ 検察官の負担が増えたということはないが、様々な変化に対応するための努力をしているところである。（委員）

□ テーマ2 「法教育推進のための広報について」

- ① 検察官委員より、宇都宮地方検察庁における取組として、学校で模擬裁判を行うための教材の作成、出前講義、中学生の職場体験受け入れ、関係機関（保護観察所や少年鑑別所）と連携した広報企画等に関する説明が行われた。
- ② 弁護士委員より、栃木県弁護士会における取組として、市民講座の開催、小中学校や高校の授業への弁護士の参加、中学生向けの夏休みジュニア・ロー・スクールの内容等に関する説明が行われた。
- ③ 宇都宮地方裁判所事務局次長より宇都宮地方裁判所における取組として、ウェブサイト、パンフレット、広報誌といった広報ツールの活用状況、裁判所見学の基本的なコース（法廷見学コース、模擬裁判コース、裁判員制度説明コース）の具体的な内容、広報行事（憲法週間行事、夏休み親子企画）の

開催状況、出前講義についての概要に関する説明が行われた。

④ 上記①～③の説明を踏まえて質疑応答及び意見交換が行われた。

○ 検察庁、弁護士会、裁判所がそれぞれに様々な取組を行っていることが分かったが、これまで学校への取材を行ってきた中で、法教育に関する取組を取材する機会は一度もなかったため、教育現場における法教育の優先順位が低いのではないかと感じた。

こういった取組については、教育委員会にもっと働きかけを行うとともに、PRを行う際には、報道機関をうまく活用していただければと思った。

(委員)

○ 県内の郡部では、宇都宮市周辺の都市部に比べて、司法制度や法律について学ぶ機会がかなり少ないと感じているので、地域を問わず身近に感じることができるような工夫をしていただきたい。(委員)

○ 宇都宮市では、毎年弁護士さんのグループに、いくつかの学校に来ていただいて授業を行っている。学校の先生方も法教育の重要性は重々承知しており、以前より関心は高まっていると思うが、現在の教育現場においては法教育以外にも、税教育、環境教育、いのちの大切さ等々、様々な教育を行うことが求められている状況にあることも御理解いただきたい。(委員)

○ 弁護士会で行っている学校授業への弁護士の参加は、現状では法教育に理解のある学校の先生につてを頼ってピンポイントで実施している状況であり、学校の先生から法教育への理解を得ることは非常に重要なポイントであると考えている。(委員)

○ 裁判所としても、様々な取組を行っているが、全ての学校や地域に届いていないという現状をお聞きして、更に努力が必要であると感じた。司法制度や法的な考え方をできるだけ分かりやすく伝えるということをモットーに、今後も更に様々なアプローチで取り組んでまいりたい。(委員長)

□ 次回期日の指定等

次回の宇都宮地方裁判所委員会は、平成27年11月11日(水)午後3時30分から開催したい。議題についてであるが、委員の方それぞれの立場から、裁判所への提言や要望など、裁判所への思いを聞かせていただき、それを次回の議題としたい。

以 上